

令和3年度原子力規制委員会臨時会議

第16回会議議事要旨

令和3年6月23日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会臨時会議 第16回会議

令和3年6月23日

16:00～17:00

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：情報システムセキュリティに関する核物質防護措置に係る審査基準の
改正案の作成等の進め方

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山田核物質・放射線総括
審議官、山形緊急事態対策監、市村原子力規制部長、児嶋総務課長、
中村安全規制管理官(核セキュリティ担当)、田口安全規制管理官(実
用炉審査担当)、渋谷上席核物質防護対策官、他1名

○冒頭、更田委員長から、本日の会議の審議内容が、核物質防護に関するものであって、情報公開法に定める不開示情報を取り扱うものであること及び会議資料が当該不開示情報に該当するものを含むことから、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき、

- ・本日の会議を非公開で開催すること
- ・本日の資料のうち公開可能なものは原子力規制委員会のホームページで公開し、その余は非公開とすること

について諮り、出席した全委員がこれに賛成し、原子力規制委員会として、上記のとおり決定した。

○議題1について、次のとおり審議した。

- ・事務局から、資料1に基づき、情報システムセキュリティに関する核物質防護措置に係る審査基準の改正案の作成及び審査の進め方の案について説明した。
- ・原子力規制委員会は、審議の結果、当該審査基準改正に対応するために事業者が実施する防護措置について、次のとおり実施することを前提に、事務局の案を了承した。
 - 設計及び工事の計画の認可の対象とならない場合であっても、それに相当する密度で、核物質防護規定の変更認可の審査の過程において確認すること。
 - 使用前事業者検査・使用前確認の対象とならない場合であっても、適切なタイミングで、それに相当する現物の確認を行う工夫をすること。

文責：核セキュリティ部門（議題1）